

政令第 号

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（船員保険法施行令の一部改正）

第一条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「の各号」を削り、同条第七号中「第三十四条」を「第四十五条」に改める。

（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正）

第二条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条」を「第四十五条」に改める。

第二条第二項第二号中「第十七条」を「第二十四条」に改める。

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第十七条」を「第二十四条」に改める。

一 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第三条第一項

二 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十六条第一項

三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第四十三条第一項

（河川法施行令の一部改正）

第四条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十七条」を「第二十四条」に、「行なう」を「行う」に改める。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第五条 雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「第三十四条」を「第四十五条」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第六条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十六号中「第三十四条（第十七条）」を「第四十五条（第二十四条）」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第七条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百四十八条第九号中「第七条第二項」を「第七条第三項」に、「第三十五条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第八条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一百条第七号中「洪水予報」の下に「、特別警戒水位」を加える。

附 則

この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

理 由

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、船員保険法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。